

○吉岡町空き家バンク実施要綱

令和元年8月1日
訓令第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家を有効活用し、定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する吉岡町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が町内に所有し、現に居住等していない住宅（近く居住しなくなる予定がある住宅を含む。）又は使用していない住宅及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的として建築した住宅及びその敷地を除く。
- (2) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた当該空き家に関する情報を広く一般に公開する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(協定の締結による協力実施事項)

第3条 町と協定を締結した一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会渋川支部（以下「協会」という。）の会員のうち空き家バンクに賛同した宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）は、空き家バンクによる空き家の取引が円滑に行われるよう次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 空き家の売買又は賃貸借（以下「売買等」という。）に係る媒介を行う宅地建物取引業者の選定に関すること。
- (2) 第6条第5項の規定による現地調査に関すること。
- (3) 空き家バンクを利用した空き家の売買等の結果の報告に関すること。
- (4) その他空き家バンクを利用した空き家の売買等に関すること。

(空き家の登録要件)

第4条 空き家バンクに登録できる空き家は、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 適切に維持管理されており、老朽、損傷等が著しい空き家ではないこと。
- (2) 登記済みの建物及び土地であり、所有者等と登記名義人が同一であること。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に違反していないこと。
- (4) その他町長が不適当と認める事由がないこと。

(空き家を登録できる者)

第5条 空き家バンクに空き家を登録できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 当該空き家の所有者等であること。
- (2) 借地に所在する空き家の場合にあっては、当該借地の所有者等から空き家バンクに登録の同意を得た所有者等であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。

(4) 吉岡町暴力団排除条例（平成24年吉岡町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

（空き家の登録申請等）

第6条 所有者等は、空き家を空き家バンクに登録するときは、吉岡町空き家バンク登録（更新）申請書（様式第1号）及び吉岡町空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「空き家バンク登録カード」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の外観、内部等を撮影した写真
- (2) 所有者等であることが確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）は、協会の会員である宅地建物取引業者のうちから、空き家の売買等に係る媒介を依頼する者を指定するものとする。ただし、申請者が当該指定をしなかった場合は、町長が協会に宅地建物取引業者の選定を依頼し、当該選定の報告を得て町長が指定するものとする。

3 町長は、前項の規定により媒介を行う宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）を決定したときは、吉岡町空き家バンクの媒介に係る指定業者決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに申請者の承諾を得て現地調査を行い、登録の可否を決定し、吉岡町空き家バンク登録（不登録）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

5 町長は、必要があると認めるときは、前項の現地調査を協会に依頼して行うことができるものとする。

6 町長は、第4項の規定により登録の決定をしたときは、吉岡町空き家バンク登録台帳（様式第5号。以下「空き家バンク登録台帳」という。）に登録するものとする。

7 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して2年間とする。

（空き家の登録の更新）

第7条 前条第4項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）で、登録の有効期間の満了後引き続き登録を希望する場合は、当該登録の有効期間満了日の1月前までに、町長に同条第1項の規定による申請を行い、登録の更新を受けなければならない。

（空き家の登録事項の変更）

第8条 登録者は、第6条第1項の規定により提出した空き家バンク登録カードの記載事項に変更があったときは、速やかに吉岡町空き家バンク登録事項変更届出書（様式第6号）に変更内容を記載した空き家バンク登録カードを添えて町長に提出しなければならない。

（空き家の登録の取消し）

第9条 登録者は、吉岡町空き家バンク登録台帳から登録の取消しを求めるときは、吉岡町空き家バンク登録取消届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳から当該空き家に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 前項の規定による届出書の提出があったとき。
- (2) 町長が協会から当該空き家に係る売買等の契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 当該空き家に係る所有者その他の権利に異動があったとき。

- (4) 登録者が偽りその他の不正な手段により空き家バンク登録台帳への登録を受けたことが判明したとき。
- (5) その他町長が空き家バンク登録台帳に登録されていることが適当でないとするとき。

3 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、吉岡町空き家バンク登録取消通知書（様式第8号）により当該登録者に通知するものとする。

（空き家の情報の公開）

第10条 町長は、町ホームページへの掲載、担当課窓口への備付けその他適当な方法により、第6条第1項及び第8条の規定により提出された空き家バンク登録カードに記載された情報のうち、次に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 物件の所在地
- (3) 売却又は賃貸の別
- (4) 売却又は賃貸の希望価格
- (5) 物件の概要
- (6) 設備の状況
- (7) 主要施設までの距離
- (8) 間取図
- (9) 写真（第6条第4項の現地調査において撮影したものを含む。）
- (10) 特記事項

（空き家の利用の申込み等）

第11条 空き家バンク登録台帳に登録された空き家の購入又は賃貸を希望する者は、吉岡町空き家バンク利用申込書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を確認し、吉岡町空き家バンク利用申込通知書（様式第10号）により協会に通知するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第12条 登録者及び前条第1項の申込みをした者（以下「利用希望者」という。）は、媒介業者を通じて交渉を行うものとする。

2 町長は、登録者及び利用希望者が行う交渉及び契約については、直接これに関与しない。

（適用上の注意）

第13条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年訓令第100号）

この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（令和7年訓令第76号）

この訓令は、公布の日から施行する。